

特定商取引法に基づく表示について

| ガス | |
|-------------|---|
| 役務の提供事業者 | 東邦ガス株式会社 代表取締役社長 山崎 聡志 |
| 住所 | 愛知県名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号 |
| 連絡先 | <p><東邦ガス おトクダイヤル> <u>0570-019104</u> 受付時間：平日 9:00～19:00（土日、祝日、12/29～1/3 を除く） ※IP 電話のお客さまは <u>052-848-2495</u> へおかけください。</p> |
| 料金 | こちら をご覧ください。 |
| お支払い方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替によるお支払いをご希望の方はこちらをご覧ください。 ・クレジットカードによるお支払いをご希望の方はこちらをご覧ください。 ・払込票によるお支払いをご希望の方はこちらをご覧ください。 |
| お支払い時期 | こちら をご覧ください。 |
| 使用開始時期・契約期間 | <p>(1) 契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前（同日の場合を含みません。）の場合、お客さまが新たにガスの使用を開始する日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目（ただし、がすてきトクトク料金は 24 か月目といたします。）の月の定例検針日までといたします。</p> <p>(2) 契約種別を変更する場合または他のガス小売事業者からの切り替えにより当社からのガス供給を開始する場合、原則、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から同日が属する月を起算月として 12 か月目（ただし、がすてきトクトク料金は 24 か月目といたします。）の月の定例検針日までといたします。</p> <p>(3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了後も 1 年ごと（ただし、がすてきトクトク料金は 2 年ごとといたします。）に同一条件で継続するものといたします。</p> |
| その他 | すでにご使用いただいたガスに関する払い戻し等には応じられません。 |

| らくらく暮らしサポート | |
|---------------------|--|
| 役務の提供事業者 | 東邦ガス株式会社 代表取締役社長 山崎 聡志 |
| 住所 | 愛知県名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号 |
| 連絡先 | 0570-069699 受付時間：平日 9 時～18 時（土日祝、お盆、年末年始を除く。） IP 電話をご利用の方は、03-6738-9318 へおかけください。 |
| 料金 | 月額料金 305 円（消費税等相当額込） ※ガスコンロの清掃・ガス給湯器点検サービス等は別途料金がかかります。 |
| お支払い方法・お支払い時期 | 当社または当社がガス小売事業者となるガス取次事業者は、原則として、毎月の利用料金について、都市ガス使用契約における当該月検針分のガス料金と同時に会員に請求するものとし、会員は当該請求に応じて、都市ガス使用契約における支払方法と同様の方法で支払うものいたします。 会員が本サービスを利用することができることとなった日の属する月から発生します。 |
| 利用開始時期 | 原則として、毎月 15 日までに申し込みいただいた場合（東邦ガス（株）に申込書到着または、WEB 申込み）、翌月 1 日から利用できます。ただし、申込みの内容に不備等がある場合、電気と同時申込された場合は、利用開始が遅れることがあります。 |
| 申込みの撤回又は解除・解約に関する事項 | 申込みの撤回又は解除・解約をされる場合は、上記のご連絡先までご連絡ください。毎月 20 日までに解約の申込みをされた場合、当月末日をもって解約いたします。毎月 21 日以降に解約の申込みをされた場合、翌月末日をもって解約となり、翌月分の月額料金が発生します。 |
| その他 | 本サービスは、東邦ガスと都市ガス使用契約を締結されている場合、または、東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガス使用契約を締結されている場合に限り、ご利用いただけるサービスです。ただし、新規のお申込みには、当社と都市ガス使用契約を締結されていることが必要です。また、飲食店、事務所、学校、病院等、業務用でガスをお使いのお客さま（店舗併用住宅を含む）は、お申込みいただけません。 |